

本来日本には、江戸時代から衣類を「リユース(再使用)」するシステムあり、現在では細かな分別により、回収衣料の約40%をリユースすることが可能となっています。

リサイクルとしても昔からの「ウエス(工場での拭き取り用の布)」に加え、

「反毛処理(繊維や綿状に処理し建築資材や防音材にリサイクル)」「固形燃料の材料」が可能となっています。

また、愛媛県内(松山)では、「ペット(ボトル)to 繊維」や「繊維 to 繊維」、また、新たに綿素材をバイオエタノールとする実証実験も愛媛(今治)で実施されており、「衣類」に係る技術が集約するという特徴があります。

衣類の3R

リデュース(削減)
必要なものだけ
購入する。

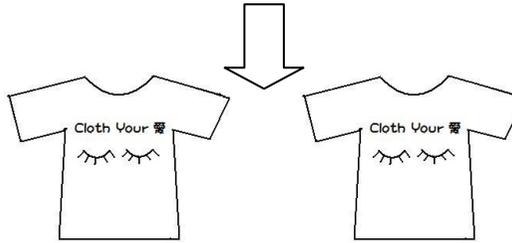
リユース(再使用)
服をもう一度
服として着る

リサイクル(再利用)
服を他の製品に
作り替えて使う

★あなたにできる
衣類を燃やさないことでの
地球温暖化防止活動★

★あなたの地域でも
取り組んでみませんか?★

★衣サイクル研究会は、皆様の地域での
取組をサポートいたします。★



新居浜市の衣類回収

- 資源ごみ集団回収
- 市役所ロビーでの衣類回収

問合せ

新居浜市ごみ減量課
TEL 65-1252 FAX 65-1256

※このリーフレットは、平成22年度「三浦保」
愛基金の助成により「衣サイクル研究会」が
作成しています。

衣類の3Rハンドブック

～衣類を燃やさず「地球温暖化」防止～

あなたの服
燃やしますか?
活かしますか?



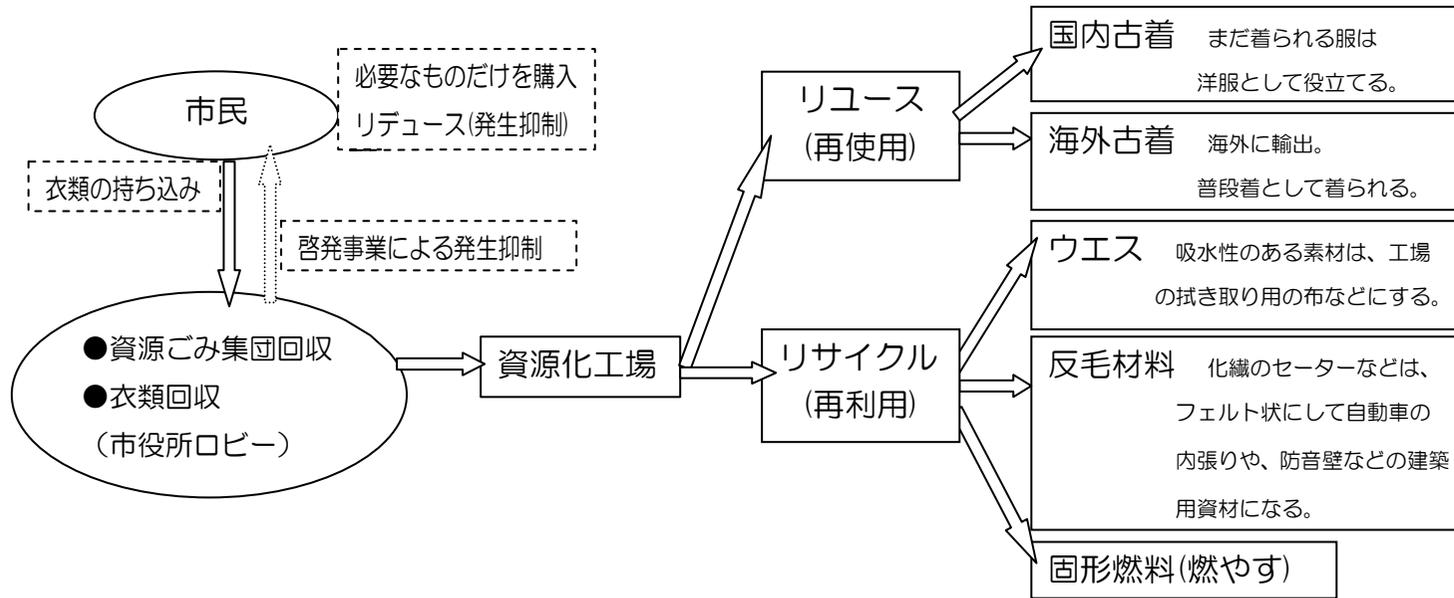
日本では、年間約100万トンの衣類が廃棄され、その90%が「可燃ごみ」として焼却されています。
(「平成16年版循環型社会白書」参照)

衣類の中でも化学繊維は燃やすと、倍の重さの二酸化炭素を排出します。

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 2.3
/平成20年5月 環境省・経済産業省より)

<回収された衣類のゆくえ>

回収された衣類は、資源化工場で選別・資源化されます。



衣類を100%資源化するために 守って欲しい3つのルール

- ① タンスにしまっている状態のものを
出しましょう。
クリーニングに出す必要はありませんが、洗
ってある状態にしましょう。
- ② 汚れのひどいもの(多少の汚れはだい
じょうぶです)・濡れているものは出
さないようにしましょう。
カビやバイ菌の温床になります。注意しまし
ょう。
- ③ 段ボールや紙袋ではなく、ビニール袋
に入れましょう。
雨に濡れないための工夫です。ご協力をお願
いいたします。



資源化工場での分別後、
リユース・リサイクル



人の手で分別します



ウエスとして再利用



海外でリユース



国内でリユース

